

通行禁止道路通行許可申請書			
大阪府 茨木 警察署長 殿		令和 年 月 日	
住所 申請者 氏名 (電話)		住所 申請者が指定する者 氏名	
車両の種類	大型観光バス	番号標に表示 されている番号	申請者が指定する車両
運転の期間	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
通行しようとする 道路の区間	茨木市大字千提寺155番地先交差点から西へ同160番地先 茨木市立キリシタン遺物史料館大型バス駐車場まで		
やむを得ない 理由	観光者の送迎のため		
第 号 通行禁止道路通行許可証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件	1 許可する区間を通行する場合は、この許可証を車両の前面から見やすく、 別に交付した標章 かつ運転に支障がない位置に掲出すること。		
	2 通行を許可する時間帯は、 時 分から 時 分までの間とする。		
年 月 日			
大阪府 茨木 警察署長 印			

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(教示事項)
この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会
に対して、審査請求をすることができます。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府
を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起すること
もできます。
なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
処分の取消しの訴えを提起することができます。